

高齢者
対象

集團接種の予約が6月10日から始まっています

新型コロナウイルスワクチン集団接種のお知らせ

ご予約方法は次の2通りあります

●予約専用コールセンター

☎050-5213-3104

受付時間

9:00~18:00(平日)

10:00~16:00(土・日・祝)

または ☎86-1800

●スマートフォン



6月10日の

9時以降予約

が可能です

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活 支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響で、食費などの支出が増加している低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。なお、その他世帯への支給に関する情報は随時、市ホームページに掲載します。

支給額 **児童1人につき一律5万円**

対象者

- 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人 **申請不要**
- 公的年金給付などを受けていることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人 **要申請**
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている人 **要申請**

申請書 子育て支援課(市庁別館2階)で配布(市ホームページからダウンロード可)

申請書送付先 ☎031-8686 内丸一丁目1-1「八戸市子育て支援課 給付金(ひとり親)担当」宛
※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。

申請期限 **令和4年2月28日(日)まで**

制度に関するお問い合わせ

厚生労働省コールセンター

☎0120-400-903

受付時間 9:00~18:00(平日)

申請手続きなどに関するお問い合わせ

子育て支援課

☎43-9581

受付時間 8:15~17:00(土・日・祝を除く)



市ホームページ内で「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」を検索

発売日 **7/15**

プレミアム付きタクシーチケットのお知らせ **一般販売**

プレミアム付きタクシーチケットの一般販売が始まります。先行販売(高齢者限定)とは価格などが異なり、どなたでも購入可能です。詳しくはお問い合わせください。

販売
価格

500円分の券を
10枚つづり

4,000円 (1セット) (払戻し不可)

使用期限

令和4年2月28日(日)まで

販売数 **4,000セット**

購入可能数 **お一人様2セットまで**

販売場所

各店開店時刻より販売 マエダストア、ユニバース(ビックハウス湊店を除く)、よこまちストア、ラピア(10時~販売)、さくら野、三春屋、市内タクシー会社事業所(9時~販売)

☎プレミアム付きタクシーチケット事務局(ポストタクシー内)☎22-4159(平日9時~17時)

新型コロナウイルス
関連情報

市ホームページでワクチン接種状況や供給量が確認できます。



第3次八戸市新型コロナウイルス対策支援金の給付を行っています!



市では、新型コロナウイルスの感染拡大により経済的な影響を受けている事業者(農林水産業を含む全業種)の事業継続を支援するため、第3次八戸市新型コロナウイルス対策支援金の給付を行っています。

支援金の額 **1事業者につき一律20万円**

詳細な要件・申請方法については、「申請の手引き」をご確認ください。

「交付申請書」「申請の手引き」は、市庁別館1階特設窓口(出納室向かい)、南郷事務所、各公民館・市民サービスセンターで配布しています。(市ホームページからもダウンロード可)

対象者および主な要件

法人の場合	市内に事務所または事業所を有し、かつ、市内で事業活動を行う人(登記上の本店所在地が市外であっても申請可)。	ただし、飲食店、宿泊業、タクシー業、自動車運転代行業においては中小企業に限らず対象(大企業申請可)。
個人の場合	市内に住所を有し、かつ、市内で事業活動を行う人。ただし、市外に住所を有する人であっても、市内に事務所または事業所を所有している、または賃借して営業していることを証明できる場合は対象。	

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和3年1月から4月までの売上げのうち、前年または前々年の同じ月と比べて30%以上減少した月があること
- 前年または前々年の年間事業収入が100万円以上であり、個人事業者にあっては主たる収入が給与、年金、不動産などでないこと(確定申告における事業収入が給与、年金、不動産などを含めた全体の収入の2分の1以上であること)
- 令和2年12月以前から事業を行っている者で営業の実態があり、今後も事業継続の意思があること
- 事業者(法人は、代表者および役員)が暴力団員に該当しないこと
- 当市の市税を滞納していないこと(納付が可能になり次第、納付する旨の誓約がある場合は対象)

申請方法

① 交付申請書を記入し、必要書類と一緒に提出する

「必要書類」は、申請者によって異なるので、「申請の手引き」でご確認ください。

② 提出方法 ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。

〈郵送〉

☎031-8686 内丸一丁目1-1「八戸市商工課 コロナ支援金担当」宛

〈窓口〉

申請書類一式を封筒に入れ、市庁別館1階特設窓口の提出ボックスに投函

申請期限
7/31当日消印有効
窓口受付は
7/3017時まで

申請の特例 下記の人には特例が適用されます。

- ①新規創業者(令和2年1月から12月に創業した事業者)②農林水産業者(農業者、林業者、畜産業者、漁業者)
- ③特定非営利活動法人および公益法人④主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者 ほか
- ※④の手引き・交付申請書は、市庁別館1階 特設窓口でのみ配布

業種
により
異な
ります

☎商工業者:特設コールセンター ☎050-3647-9552
農業者:農業経営振興センター ☎27-9163
畜産業者:農林畜産課 ☎43-9254
林業者:農林畜産課 ☎43-9052
漁業者:水産事務所 ☎33-2115

お問い合わせは9時~17時
※(土)(日)(祝)を除く

市ホームページ内で「第3次八戸市新型コロナウイルス対策支援金」を検索